

平成 27 年 7 月 31 日

平成 27 年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 研究所における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 37 件、契約金額は 2.24 億円である。また、競争性のある契約は 33 件（89.2%）、2.06 億円（92.2%）、競争性のない契約は 4 件（10.8%）、0.18 億円（7.8%）となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は 33.3%の増、金額は 7.2%の増）が、これは新規に弁護士委任契約の調達を行ったことによるものである。競争性のない随意契約については、平成 20 年度以降、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約方式に移行しており、平成 26 年度は、調達先が特定されるなどの理由により、いずれも随意契約によらざるを得ない契約である。

表 1 平成 26 年度の研究所の調達全体像

（単位：件、億円）

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(91.2%) 31	(92.8%) 2.12	(89.2%) 33	(92.2%) 2.06	(6.5%) 2	(△3.0%) △0.06
企画競争・公募	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
競争性のある契約（小計）	(91.2%) 31	(92.8%) 2.12	(89.2%) 33	(92.2%) 2.06	(6.5%) 2	(△3.0%) △0.06
競争性のない随意契約	(8.8%) 3	(7.2%) 0.16	(10.8%) 4	(7.8%) 0.18	(33.3%) 1	(7.2%) 0.01
合 計	(100%) 34	(100%) 2.29	(100%) 37	(100%) 2.24	(8.8%) 3	(△2.2%) △0.05

（注 1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 2） 比較増△減の（ ）書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

- (2) 研究所における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 13 件（39.4%）、契約金額は 0.89 億円（43.0%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は 18.2%の増、金額は 55.3%の増）が、主に酒類の高度な分析及び鑑定業務の東京事務所から広島事務所への集約に伴い専門性のある工事及び役務の調達を行ったことなどによるものである。また、平成 26 年度の一者応札・応募の調達は、

研究用機器、複合機の保守契約などの役務の占める割合が最も大きくなっている（契約件数は9件（69.2%）、契約金額は0.36億円（40.8%））。

表2 平成26年度の研究所の一者応札・応募状況

（単位：件、億円）

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	20 (64.5%)	20 (60.6%)	0 (0.0%)
	金額	1.55 (73.1%)	1.17 (57.0%)	△0.38 (△24.4%)
1者以下	件数	11 (35.5%)	13 (39.4%)	2 (18.2%)
	金額	0.57 (26.9%)	0.89 (43.0%)	0.32 (55.3%)
合 計	件数	31 (100%)	33 (100%)	2 (100%)
	金額	2.12 (100%)	2.06 (100%)	△0.06 (100%)

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

（注3） 比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募関係及び汎用的な物品・役務関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 一者応札に関する調達

一者応札・応募に関する調達について、平成21年5月13日に定めた「一者応札、応募に係る改善方策」に基づき、改善に取り組んでいるが、平成26年度は、前年度と比較して、件数・金額ともに大きくなっている。

平成27年度においては、新たに①の取組を実施するとともに、引き続き、②から④の取組を行うことで、競争契約に占める一者応札・応募件数割合を4%ポイント以上引き下げ、平成25年度並みとする。

- ① 物品及び複数年度保守の一体調達
- ② 公告期間の十分な確保
- ③ 業務等準備期間の十分な確保
- ④ 業者等からの聴き取り

(2) 汎用的な物品・役務に関する調達

汎用的な物品・役務に関する調達について、平成25年12月24日付閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、調達コスト低減等の観点から、平成27年度においては、立地条件も配慮しながら、新たに共同調達の取組を実施する。共同調達の実施品目については、6品目以上とする。また、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の設定に努める。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に研究所内に設置された契約審査委員会（委員長は総務課長）に報告し、会計規程における「随意契約によりることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、緊急の必要によりただちに随意契約を行わなければならない場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する内部チェックマニュアル兼チェックシート（以下「マニュアル」という。）を作成し、自主点検を行う。マニュアルについては、内容に逸脱が無いのか、以下の観点からチェックをし、マニュアルの改訂を行う。

（チェックの観点）

- ・ 他法人等で発生した不祥事の原因
- ・ 研究所会計規程等に適合

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事
副総括責任者	総務課長
メンバー	研究企画知財部門長、課長補佐、会計係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。